

ボランティア規約

2020年12月10日初版

特定非営利活動法人猫のシェルターアリエル

第1条 趣旨

この規約は、「特定非営利活動法人猫のシェルターアリエル」(以下、「当法人」)の運営及び各種活動に係るボランティア(以下、「ボランティア」)について、基本事項を定めます。

第2条 ボランティアの心得

ボランティア活動にはたくさんの方が関わります。一人一人が以下のような点を心がけ、気持ち良く活動を行うことを目指しましょう。

・思いやり

相手への思いやりの気持ちを持ち、円滑な活動を心がけましょう。

・安全確保

活動中の事故に気を付けましょう。

活動内容の確認、活動における危険の予知、緊急時の対処方法の確認、用具の安全点検などを心がけましょう。

・秘密厳守

活動を通じて知り得た情報や秘密は厳守し、プライバシーを尊重した活動を心がけましょう。

第3条 ボランティア登録

ボランティア活動に参加する際には、ボランティア保険加入のため、事前に当法人へのボランティア登録を行うこととします。

第4条 登録要件

ボランティア登録の要件は以下とします。

- ① 登録日において、13歳以上であること。18歳未満の場合保護者の同意を必要とする。
- ② 当法人に提供する個人情報について、本規約で規定する取り扱いについて了承すること。
- ③ 本規約を遵守すること。

第5条 登録手続き

ボランティア登録の希望者は、当法人の「ホームページ」に掲載する案内に従い、名前、住所、生年月日および連絡先を含む情報を、登録することとします。

第6条 登録の有効期限

1. ボランティア登録の有効期限は、登録日から1年とします。

第7条 登録の変更、取り消し

ボランティア登録の内容に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合は、速やかに当法人へ連絡してください。

第8条 登録の抹消

当法人は、ボランティアが以下に該当する行為を行った場合、登録を抹消し速やかに当該ボランティアに通知することとします。

- ①当法人、当法人関係者およびボランティアを誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為。
- ②本規約のいずれかに違反した場合および当法人が不適切と判断した場合。

第9条 保険加入

1.当法人は、ボランティアが当法人に係るボランティア活動中の事故等を補償するため、ボランティア保険への加入手続きを行います。(最初の活動時に、保険料 300 円を当法人へ納入してください。)

第10条 報酬、費用弁償等

1. ボランティアが、当法人に係るボランティア活動中に起きた事故等により負傷した場合は、当法人にて加入するボランティア保険の規定に基づいて補償することとする。

第11条 禁止事項

1. ボランティアは、当法人の許可無く、当法人名称若しくはこれを連想させる名称を無断で使用して活動を行ってははいけません。
2. ボランティアは、他のボランティア及び当法人会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはいけません。
3. ボランティアは、当法人の活動において特定の政党若しくは候補者を支持する立場から行われる選挙活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはいけません。
4. ボランティアは、当法人の活動において、当法人の許可なく他のボランティア及び当法人会員に対し、営利を目的とした営業活動、宣伝活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはいけません。

第12条 個人情報の収集・利用・提供及びその保護

ボランティア登録による個人情報は、当法人が定めるプライバシーポリシー(当法人の「ホームページ」に掲載)に従い、当法人にて適切に取り扱います。

第13条 協議

本規約に規定する以外のことで、ボランティア活動をすすめるにあたり必要な事項は、当法人とボランティアが適宜協議のうえ定めることとします。

附則

本会員規約は 2020 年 12 月 10 日より実施することとします。